

令和２年守山市議会９月定例会月会議提出議案(案)

1 付議件数

専決案件	－ 件	その他の案件	－ 件
認定案件	11 件	諮問案件	1 件
予算案件	6 件	推薦案件	－ 件
条例案件	3 件	提出案件計	24 件
人事案件	3 件	(報告案件)	3 件

提出日 令和２年９月３日(予定)

2 議案概要

【認定第１号】 令和元年度守山市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第３項の規定に基づき、認定に付するもの

歳入決算総額	30,115,470千円
歳出決算総額	28,880,468千円
歳入歳出差引額	1,235,002千円
翌年度へ繰越すべき財源	566,756千円
実質収支	668,246千円

【認定第２号】 令和元年度守山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第３項の規定に基づき、認定に付するもの

歳入決算総額	6,830,925千円
歳出決算総額	6,830,422千円
歳入歳出差引額	503千円
翌年度へ繰越すべき財源	－千円
実質収支	503千円

【認定第３号】 令和元年度守山市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第３項の規定に基づき、認定に付するもの

歳入決算総額	123,616千円
歳出決算総額	118,553千円
歳入歳出差引額	5,063千円
翌年度へ繰越すべき財源	－千円
実質収支	5,063千円

【認定第4号】 令和元年度守山市育英奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、認定に付するもの

歳入決算総額	8,744千円
歳出決算総額	4,429千円
歳入歳出差引額	4,315千円
翌年度へ繰越すべき財源	一千円
実質収支	4,315千円

【認定第5号】 令和元年度守山市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、認定に付するもの

＜保険事業勘定＞

歳入決算総額	5,282,448千円
歳出決算総額	5,173,336千円
歳入歳出差引額	109,112千円
翌年度へ繰越すべき財源	一千円
実質収支	109,112千円

＜サービス事業勘定＞

歳入決算総額	27,905千円
歳出決算総額	27,905千円
歳入歳出差引額	一千円
翌年度へ繰越すべき財源	一千円
実質収支	一千円

【認定第6号】 令和元年度守山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、認定に付するもの

歳入決算総額	848,194千円
歳出決算総額	848,061千円
歳入歳出差引額	133千円
翌年度へ繰越すべき財源	一千円
実質収支	133千円

【認定第7号】 令和元年度守山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、認定に付するもの

歳入決算総額	242,024千円
歳出決算総額	240,348千円
歳入歳出差引額	1,676千円
翌年度へ繰越すべき財源	一千円
実質収支	1,676千円

【認定第8号】 令和元年度守山市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、認定に付するもの

収益的収入決算額	1,634,851,595 円
支出決算額	1,479,727,354 円
資本的収入決算額	80,650,000 円
支出決算額	435,665,708 円
当年度純利益	143,552,013 円
当年度未処分利益剰余金	442,443,363 円

【認定第9号】 令和元年度守山市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、認定に付するもの

収益的収入決算額	2,200,621,328 円
支出決算額	2,161,188,484 円
資本的収入決算額	885,893,300 円
支出決算額	1,629,489,116 円
当年度純利益	12,354,432 円
当年度未処分利益剰余金	12,354,432 円

【認定第10号】 令和元年度守山市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、認定に付するもの

収益的収入決算額	526,287,540円
支出決算額	375,192,671円
資本的収入決算額	1,240,936,367円
支出決算額	1,535,894,080円
当年度純利益	71,571,906円
当年度未処理欠損金	2,179,753,619円

【認定第11号】 令和元年度滋賀県市町村交通災害共済組合一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第292条において準用する同法施行令第5条第3項の規定に基づき、認定に付するもの

歳入決算総額	463,196千円
歳出決算総額	454,842千円
歳入歳出差引額	8,354千円
実質収支	8,354千円

【議第65号】 令和2年度守山市一般会計補正予算（第7号）

歳入歳出補正額 506,728千円 （補正後の額 44,693,511千円）

【議第66号】 令和2年度守山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出補正額 32,173千円 （補正後の額 6,945,173千円）

【議第67号】 令和2年度守山市下水道事業会計補正予算（第1号）

資本的収入額	41,600千円	（補正後の額	920,750千円）
資本的支出額	43,758千円	（補正後の額	1,689,572千円）

【議第68号】 令和2年度守山市病院事業会計補正予算（第1号）

収益的収入額	68,300千円	（補正後の額	584,099千円）
収益的支出額	68,300千円	（補正後の額	345,499千円）

【議第69号】 令和2年度守山市育英奨学事業特別会計補正予算（第2号）

歳入歳出補正額	200千円	（補正後の額	19,200千円）
---------	-------	--------	-----------

【議第70号】 令和2年度守山市介護保険特別会計補正予算（第1号）

＜保険事業勘定＞

歳入歳出補正額	75,846千円	（補正後の額	5,392,846千円）
---------	----------	--------	--------------

【議第71号】 守山市使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

（改正概要） 個人番号カードへの移行促進を行うため、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が改正されたことに伴い、「通知カード」が廃止されたため、必要な改正を行おうとするもの
「通知カード」の再交付に関する規定を削除する。

（施行期日） 公布の日

【議第72号】 守山市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

（改正概要） 放課後児童支援員の職員になるために必要な放課後児童支援員認定資格研修は、都道府県知事および指定都市の長に限り実施することができたが、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」の施行に伴い、中核市の長についても同研修の実施が可能となったため、必要な改正を行おうとするもの

（施行期日） 公布の日

【議第73号】 守山市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例の一部を改正する条例案

（改正概要） 令和3年10月から稼働する新環境センターにおいては、ごみ焼却時の熱エネルギーを活用して発電する「サーマルリサイクル」を行い、「トレイ類」等を焼却処理することに伴い、従来のごみの分別方法を見直し、新たに適正な一般廃棄物処理手数料を設定するため、必要な改正を行おうとするもの

(1) 家庭系一般廃棄物の処理手数料（ごみ袋料金）を次のように改める。

ア 焼却ごみ

改正前		改正後
(ア) 大袋（30リットル相当） 指定袋10枚につき390円	⇒	大袋（45リットル相当） 指定袋10枚につき450円
(イ) 中袋（20リットル相当） 指定袋10枚につき260円	⇒	中袋（30リットル相当） 指定袋10枚につき300円
(ウ) 小袋（10リットル相当） 指定袋10枚につき130円	⇒	小袋（15リットル相当） 指定袋10枚につき150円

イ 破碎ごみ

改正前		改正後
(ア) 大袋（45リットル相当） 指定袋10枚につき590円	⇒	大袋（45リットル相当） 指定袋10枚につき450円
(イ) 小袋（30リットル相当） 指定袋10枚につき390円	⇒	小袋（30リットル相当） 指定袋10枚につき300円

ウ 粗大ごみ

改正前		改正後
(ア) 1個につき、 330円（粗大ごみ処理券1枚） 660円（粗大ごみ処理券2枚） 990円（粗大ごみ処理券3枚）	⇒	1個につき、 360円（粗大ごみ処理券1枚） 720円（粗大ごみ処理券2枚） 1,080円（粗大ごみ処理券3枚）

エ トレイ類

改正前		改正後
(ア) 指定袋10枚につき100円	⇒	廃止

(2) 事業系一般廃棄物の破碎ごみの搬入手数料を削除する。

(3) 家庭系一般廃棄物の自己搬入手数料を「10キログラムまでごとに80円」から「10キログラムまでごとに140円」に改める。

(4) 「雑がみ保管袋」の袋代の徴収に関する事項を規則に定める。

ア 1枚目 ⇒ 無料

イ 2枚目以降 ⇒ 1枚あたり50円

（施行期日等）

(1) 施行期日 令和3年10月1日

(2) 経過措置

ア この条例の施行日前に改正前の条例に基づき徴収した焼却ごみ指定袋の処理手数料については、令和4年3月31日までこの改正後の条例に基づき徴収した焼却ごみ指定袋の処理手数料とみなす。

イ この条例の施行日前に改正前の条例に基づき徴収した破碎ごみ指定袋の処理手数料については、令和4年3月31日までこの改正後の条例に基づき徴収した破碎ごみ指定袋の処理手数料とみなす。

ウ この条例の施行日前に改正前の条例に基づき徴収した粗大ごみの処理手数料については、この改正後の条例に基づき徴収した粗大ごみの処理手数料とみなす。

エ この条例の施行日前に改正前の条例に基づき徴収したトレイ類の指定袋の処理手数料については、差額を支払うことにより、令和4年3月31日までこの改正後の条例に基づき徴収した焼却ごみ指定袋または破砕ごみ指定袋の処理手数料とみなす。

オ 改正後の条例による焼却ごみ、破砕ごみおよび粗大ごみに係る処理手数料の徴収およびその他の準備行為は、施行日前から行うことができるものとする。

【議第74号】 守山市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

地方税法第423条第3項の規定に基づき、同意を求めるもの

^{にし} ^{むら} ^{かず} ^{ひこ}
西 村 一 彦（今浜町在住）新任
（前任者： 小 森 淑 子）

任期 令和2年10月1日から（3年間）

【議第75号】 守山市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

地方税法第423条第3項の規定に基づき、同意を求めるもの

^{ひょう} ^{どう} ^{けん} ^じ
兵 頭 健 司（守山三丁目在住）再任

任期 令和2年10月1日から（3年間）

【議第76号】 守山市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、同意を求めるもの

^{よし} ^だ ^{いく} ^お
吉 田 郁 雄（矢島町在住）新任
（前任者： 若 杉 安 雄）

任期 令和2年10月1日から（4年間）

【諮問第2号】 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

委員の任期満了に伴う候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき意見を求めるもの

^{おお} ^た ^{よし} ^お
太 田 吉 雄（守山六丁目在住）再任

任期 令和3年1月1日から（3年間）

【報告第14号】 令和元年度健全化判断比率および資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項の規定に基づき、報告するもの

実質赤字比率 —（比率なし）

連結実質赤字比率 —（比率なし）

実質公債費比率 3.9%

将来負担比率	—（比率なし）
資金不足比率	—（比率なし）

【報告第15号】 令和元年度一般財団法人守山野洲市民交流プラザの決算の報告について
地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告するもの

【報告第16号】 令和元年度公益財団法人守山市文化体育振興事業団の決算の報告について
地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告するもの